

相続税50年ぶりの 改正迫る

後継者が相続する一定割合の株式に係る相続税を80%納税猶予する制度が、今後「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の施行日である20年10月1日に遡って実施されることが予定されています。また、この改正にあわせて、来年度の税制改正では、相続税の課税方式を「遺産取得課税方式」に改めることを検討するなど総合的な見直しが予定されています。

1. 現行課税方式と問題点

相続税の課税方式には、遺産全体を課税物件として遺言執行者等を納税義務者とする遺産課税方式と相続等により遺産を取得したものを納税義務者とする遺産取得課税方式に大別されます。アメリカ イギリスが前者の方式で、フランス ドイツが後者の方式を採用していますが、わが国は、両者の折衷的なものとなっています。

現行税制では、財産を取得した相続人に申告漏れがあった場合には相続税の総額が増加するため、申告漏れとは無関係の他の相続人にも追徴課税が発生することになります。また、小規模宅地の減額特例や今回予定される株式の納税猶予を受ける場合には、相続税総額が減少するため、減額特例等を受ける相続人以外の相続税額も軽減されます。このように現行税制では、同じ財産を相続しても相続税に差が生じるという不公平が発生します。

2 相続税収等の推移

贈与税を含んだ相続税収は、平成4、5年度に3兆円あった金額が平成17年度には1兆2千万円に、さらに、相続税の課税割合も死亡者100人中、昭和62年の7.2人から平成17年度には4.2人と大幅に減少しています。この原因は、バブル期以降の地価の下落や基礎控除の拡大 最高税率の引き下げによるものと思われます。

今後採用予定の「遺産取得課税方式」の詳細は今年12月の税制改正論議で明らかになる予定ですので今後の改正動向に注目してください。

ナマの税務相談室

Q 先生、毎年確定申告
をしているTアパ
ト、あの一帯で底地買い
をしている東都不動産から
私も迫られ、最近のアパ

ト収入に鑑みて売却を決意し、今月末調印です。

A エ、とうとう、然し、底地買いとい
てもTアパ トは12室のうち10室はま
だ借家人が入居中では。

Q 私もその点が、東都の専務に借家人が
すべて永年の友誼があり、現状のまま通
称居抜き借家人付きで買って欲しい、それに、
5、6年前アパ トを改修した時の資本投下も
考慮をと。

A 成程、Yさんは思いやりも、抜かりのな
い点もある。東都の専務さんの返事は。

Q ハイ、快く返事を。Tアパ トは底地買
いでなく通常の購入方を検討中だったと。
そして、10人の借家人も私と同意見で、便不便
を優先と、家賃は現状据置き成立、敷金も調印

居抜き売買で 買換をしたい

当日東都に引き渡します。
譲渡代金は2億円ほどです。

A Yさん、駅前のアパ
トの広告持参です
が、買換えを検討中。その

質問が本題ですね。

Q そうです。例の事業用資産の買換えの特
例をと。

A Yさん、20年12月31日まで買換えの期限
があります。あと半年ほど忙しいが、購
入できれば、場所もTアパ トよりよいし、
直ぐ事業の用に供することが可能では？

Q 先生、実は申し込みが重複しているよう
で厳しいのですが、東都の専務も、今出
入りのK不動産も協力応援してくれました。

A Yさん、購入後の建物の償却は甘くない
ことは勉強しましたね。

Q 事業用買換えの場合の償却の件は承知し
ています。譲渡時の税金は減額する代わ
りに後で頂く、課税の繰延べというわけですね。

ナマの税務相談室